

議案第37号

令和4年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）

資料8 特別会計国民健康保険事業費繰出金に係る国・県・市の負担割合

（単位：千円）

			補正額	特定財源		一般財源
				国	県	
特別会計国民健康保険事業費繰出金 計			142,889	30,990	50,153	61,746
国 県 負 担 金 対 象	保険基盤安定繰入金分 （保険税軽減分）	低所得者の保険税軽減した額（7、5、2割軽減分） <負担割合> 県3/4 市1/4 ※国民健康保険法第72条の3第1項の規定に基づく	46,209		34,658	11,551
	保険基盤安定繰入金分 （保険者支援分）	低所得者数に応じた保険税額の一定割合 <負担割合> 国1/2 県1/4 市1/4 ※国民健康保険法第72条の4第1項の規定に基づく	51,158	25,579	12,790	12,789
	未就学児均等割保険税繰入金分	未就学児の保険税減額した額（5割減額分） <負担割合> 国1/2 県1/4 市1/4 ※国民健康保険法第72条の3の2第1項の規定に基づく	10,821	5,411	2,705	2,705
国 県 負 担 金 対 象 外	職員給与費等繰入金分	国民健康保険の事務の執行に要する経費（人件費等）	35,178			35,178
	財政安定化支援事業繰入金分	次の算式に基づいて算定された額の範囲内の額 ①保険税負担能力補てん基礎額×保険税軽減世帯割合による補正 ②年齢構成差による給付費の増高の一定割合	△ 477			△ 477

※ 繰出金の内容については、総務省通知「国民健康保険繰出金について」に基づく